

R7 年度 龍ヶ崎市立城ノ内中学校いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立城ノ内中学校

1 学校経営方針に基づきたいじめ防止基本方針

- (1) 道徳的判断力を高め、自律的な生活を営む力を育てる。
- (2) 互いの人権を認め合い、尊重し合う人権意識の高揚を図る。
- (3) 道徳の時間を要に、全教育活動で道徳教育を意識した指導及び自己表現力を高める言語活動の充実に努める。

2 認め合う信頼関係づくりができる教師

生徒は人格ある存在である。生徒の人格を大切にして、謙虚な思いで接する教師を生徒は理解する。教師が本気で生徒を思う気持ちを生徒は理解する。

- 教師は、生徒に信頼される人格を形成すること。
- 教師は、生徒に信頼されるようなかわりをする。
- 教師は、生徒に信頼されるような授業をすること。

3 授業づくりを核とした人間形成の推進

生徒が学校生活の大半を占める「授業」こそ、生徒の人間形成及び中学校における課題を解決するためのとても大切な時間である。

- (1) 授業の場で生徒の居場所をつくる。また、個人の考えを尊重し、正答誤答に関わらず、肯定的に他者の発言を受けとめることができる学級集団をつくる。
＝「安全・安心な風土の醸成」・「共感的な人間関係の育成」
- (2) わかる授業を行い、生徒の主体的な態度を養う。課題解決において、自らの考えをまとめたり、表現したりする時間の確保と充実に努める。
＝「自己決定の場の提供」
- (3) 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。探究的な学びや協働的な学びを大切に、他者との関わり合いや学び合いを通して、互いを高められるようにする。
＝「自己存在感の感受」
- (4) 言語活動を充実させ、言語力を高める。
- (5) 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。
- (6) 龍の子人づくり学習を核として、生徒の自己有用感・自己肯定感を育む。
＝「ゆめ学習」、「みらい学習」

これらの6つを実現することによって、生徒の学校生活の不安を解消し、目標の設定、学力の向上、生活の安定、進路の確保につなげていく。

4 教育活動全般を通じた人間関係づくりの推進

(1) 学級経営・学年経営

生徒の生活母体は、学級である。学級が居場所としてよりどころとなっているかが、満ち足りた中学校生活となるか、不信感・不安を蓄積した生活となるか分岐点となる。

- ①本気で向き合うことができる時間の確保
 - ・目立つ子への配慮はもとより、目立たない子・おとなしい子への配慮も十分に行えるような手立てを講ずる。
 - ・生徒との会話から、安心感・安定感をもたせ自信を形成する。子ども一人一人の人権や価値観、考え方や個性等を大切に、関わりから信頼関係を構築する。

②柔らかな学級担任のまなざし（受容の気持ちをもつ）

- ・ダメな部分を探す目ではなく、温かい目をもつ。
- ・見張る目ではなく認める目をもつ。
- ・叱る目ではなく褒める目をもつ。
- ・上から目線ではなく、生徒と一緒に目線をもつ。

※よい面は、集団の前で認めることで、自己肯定感の向上を図り、指導すべき面は、個別対応で支援することで、自己内省力の向上を図る。

③話題豊富な教師

- ・様々な場面をとらえ、学級担任の思い（話）は、期待感、希望など前向きな話

④朝の会・帰りの会の有効活用

- ・ただの連絡の場ではなく、「心を耕す時間」＝感性を磨く、心を磨く時間

⑤生徒と生徒、生徒と教師の心のつながりをつくる環境づくり

- ・人的環境＝教師のかかわり、生徒相互のかかわり、コミュニケーション
- ・物的環境＝教室の整理整頓、潤いのある（花、生き物）環境、工夫した掲示物
- ・心的環境＝活動への意欲づけ、自律心、自己有用感・存在感・自尊感情の育成

(2) 日常生活の中での指導の場面

教師の本気は、必ず通じる。生徒と付き合い続けること、見続けること、グッドモデルを示し続けること、応援し続けることが大切である。

①本気で、その子のことを考えた「心に訴えかける」指導

- ア 怒鳴らない、ののしらない、侮辱しない、人権を大切にした言葉の徹底
- イ 行動・行為の問題を理解させる、納得させる。どうすればよかったのか、次からどうするのか等を生徒本人が考えられるように粘り強く寄り添う
- ウ 心の変化が見られるまで最後まで付き合う、繰り返し付き合う
- エ 行動・行為の背景を探る配慮
- オ 指導は、根気と組織的な対応
- カ 保護者への丁寧な説明と協力の依頼

②生徒に届ける、伝える言葉の工夫＝教師の言語力の向上

- ・個に応じた話し方、話す内容、言葉かけの工夫

※「生命、人権にかかわること」「学習する権利の放棄」「学習する権利の妨害」「他の財産を脅かすこと」については、毅然とした厳しい指導が必要。その場で指導、チームで対応し、再発防止に努める。

(3) 学校行事

体育祭、文化祭、卒業式、修学旅行などの学校行事には、計画、準備段階から生徒を伸ばしたり、励ましたり、賞めたりする機会がたくさんある。教師の働きかけにより生徒個人・集団が満足感や充実感を味わえると生徒同士や教師への感謝の気持ちをもつことができる。

〈行事を推進するに当たっての指導意識〉

「どの子を」「どんなことを」「どんな場面で」「何を伸ばすか、育てるか」

「この行事で集団・個人として、どんな力を身に付けたいか」「他者理解をする場の設定」など

＝教育的な構想・ビジョンの設定（※龍の子人づくり学習の視点での学習計画）

(4) 生徒会活動（自治活動）

学級の係活動、当番活動（日直、給食、清掃など）、学年生徒会活動、生徒会活動、委員会活動など学級生活、学校全体、友達に貢献できる活動では、生徒の行動・行為の事実を称賛する場面が多くある。生徒が動く場面で認める場面が生まれる。

〈自己肯定感・自己有用感の育成と信頼関係の構築〉

- ・教師が仕組んだり支援したりしてできたことは、生徒のがんばりとして称賛
- ・生徒は、自分を認めてくれた仲間、教師は好きになり、信頼関係の構築につながる

〈工夫した、意図的な場の設定〉

- ・生徒が自ら（自分たちから）進んで取り組めるような計画の作成＝自治活動の場
生徒の思いを大切にしながら、教師の視点を交え、合意形成させながら、生徒の主体的な活動を導く

(5) 部活動

部活動は、中学校生活の中で生徒がとても楽しみにしている活動である。令和7年度現在、部活動の地域展開が実施されている最中であるが、部活動が生徒の成長を促す機会であることは変わりなく、教師の果たす役割は依然として大きい。部活動を通した生徒と生徒、生徒と教師との関係はとても大切である。地域展開に伴い、地域クラブ活動に活動の場を移す生徒が増えることも考えられるが、生徒の頑張りを応援する一人の大人として教員がいるということを生徒が実感できることが大切である。

- ・部活動経営が教師の独善的運営にならないようにすること
- ・目的が明確で、活動に思いつきではなく計画性があり、生徒がそれを理解し、「頑張るぞ！やるぞ！」という気持ちをもたせられること
- ・勝利至上主義にならず、部活動を通して育てたい力が明確になっていること
- ・部員共通の目的に向かって活動できる集団づくりをすること
- ・生徒への言葉かけで生徒の動きや気持ちが変化していくこと＝コーチングの工夫

(6) 生活全般で認め合う場

生徒は意図的にあるいは何気なくよいことをしていることがある。あるいは役割を担うために活動していることもある。教師は生徒に対して褒める言葉、認める言葉を積極的に表現していく。教師同士で生徒のよい話題を共有し、生徒に伝えていく。生徒同士にもお互いのよさを発見できる心を育む。また、生徒同士がお互いの良さを伝え合える場を意図的に設定する。

- ・「生徒を見る」→「行為・行動を認める」→「表現する」→「その生徒の継続する良い行為・行動や、周囲の生徒の変容を見つける」→「さらに称賛の言葉を表現する」→良さを伸ばす学級集団へ

5 生徒がつくりあげた「めざす生徒像」の意識化

生徒会を中心につくりあげた「めざす生徒像」を意識化するために、後期末に1、2学年全員による「全校フォーラム」を実施し、よりよい学校づくりが生徒の手によってできるよう教師が支援をしていく。日々の学校生活の中でも、必要に応じて「めざす生徒像」を取り上げ、生徒たちが自ら意識できるようにする。

〈龍ヶ崎市立城ノ内中学校 めざす生徒像〉令和6年5月 改定

- 「知」＝時間を大切にし、自分たちで考え互いを認め授業を作り上げる生徒
- 「徳」＝誰にでも明るく挨拶し、自分にあった服装と自分のためになる自問清掃ができる生徒
- 「体」＝運動を楽しみ心身ともに成長させる生徒
- 「伝統」＝常に感謝を忘れず代々受け継いできた伝統と想いを作り上げる生徒

6 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止に関する措置

- ①いじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議を実施し、生徒に関する情報交換、情報共有→いじめ防止対策委員会定例会（週1）、全体会（月1）、臨時会（随

時)

- ②健康観察アプリ「シャボテンログ」や学校生活アンケート等のアンケートを活用した生徒の実態把握及び結果分析、個別面談の実施
- ③養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員を含めた教育相談体制・支援体制の充実
- ④教育活動全般において、上記「4 教育活動全般を通じた人間関係づくりの推進」に係る内容の具現化。
- ⑤「民生委員・児童委員との懇談会」「ハートフル屋代の丘協議会」「学校評議員会」等を活用した保護者や地域と連携による情報交換及び取組への理解
- ⑥SNS 相談アプリ「STANDBY」を活用した、「いつでも、どこでも、だれにでも相談できる」体制づくり、「脱いじめ傍観者」「SOSの出し方」に関する授業の実施
- ⑦いじめ防止授業などの課題未然防止的生徒指導実践の計画的な実施及び生徒のコミュニケーションスキルの向上を図る発達支持的生徒指導実践の継続的な実施
- ⑧「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を用いた自校の取組の点検
- ⑨ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策を強化するための情報モラル教育の継続的な実施、及び、必要に応じて、警察等の外部機関との連携。

(2) いじめ発生時の対応

月例アンケートや措置アンケートでの情報や、生徒の訴えや保護者等からの情報提供があった場合、速やかにいじめ防止対策委員会臨時会を開催し、次の内容について確認し複数の職員で対応に当たる。

- ① いじめ防止対策委員会を開催し、指導内容、指導過程等について協議及び全職員への事実の周知
- ② 事実確認の徹底
 - (ア) いじめを受けた生徒からの聞き取り
 - (イ) いじめを受けた生徒からの聞き取りに基づいた事実確認
 - (ウ) いじめを行った該当生徒への聞き取り
- ③ 事実確認後の報告
 - (ア) いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒からの聞き取った内容についての確認及び保護者への報告内容、指導内容について協議
 - (イ) いじめを受けた生徒の保護者への事実確認の報告及び今後の支援体制の連絡
 - (ウ) いじめを行った生徒の保護者への事実確認の報告及び今後の指導内容の連絡
- ④ 今後の指導内容
 - (ア) いじめを受けた生徒への支援内容、支援体制の確認
 - (イ) いじめを受けた生徒の保護者への上記「6 (2) (ア)」の説明と今後の協力依頼
 - (ウ) いじめを行った生徒への指導内容、指導体制の確認
 - (エ) いじめを行った生徒の保護者への上記「6 (2) (ウ)」の説明と今後の協力依頼
- ⑤ いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応
 - (ア) いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認
 - (イ) 今後のいじめ防止に係る取組内容、指導内容・体制の検討
 - (ウ) 改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全生徒、全職員への周知
- ⑥ 龍ヶ崎市教育委員会（以下、市教委）への報告
上記①から⑤について、適時に報告をする。

(3) いじめ発生における重大事態発生時の対応

- ① 重大事態とは
 - ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合→相当の期間：３０日を目安とする

※生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査に当たる。

② 重大事態発生時の対応

ア 原則、上記「６（２）」のとおり対応

※上記「６（２）②」に学校全体で生徒及び保護者対象に「アンケート調査」を実施する場合有。

イ 市教委への報告及び指導についての協力依頼

ウ 市教委からの指導に基づいた対応

（ア）いじめの事実確認に係る調査方法

（イ）校内の指導体制の確認

（ウ）当該保護者への説明内容の確認

（エ）マスコミ、ＰＴＡ、地域の対応方法

（オ）関係機関（警察署、児童相談所等）への連絡

③ その他

- ・スクールカウンセラー、さわやか相談員等を活用した当該生徒以外の生徒への心のケア体制の整備

学校でのSNSトラブル対応について (画像拡散、なりすまし、誹謗中傷等への対応)

	項 目		留意事項
1	SNSトラブルが起きた時の方針		・事実確認や拡散状況などを確認し、原則として即日対応 ・状況により警察と連携し、チームで対応
2	対応フロー	(1) 発見	・日常の変化や不自然な様子を確認した際の教員から相談聞き取り ・周囲（同級生など）からの情報 ・本人や保護者からの積極的な相談
		(2) SNSトラブル対応チームの設置	・管理職、情報を得た職員、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、相談員等で組織
		(3) 情報収集	・教育委員会へ事案の発生及び概要を報告 <u>所轄の警察への相談</u> <警察へ相談する内容の例> ・画像拡散、なりすまし、誹謗中傷等が起こった際に、学校で対応すべきことと、警察に任せるべきことが何かを確認する ・被害者、加害者、画像等の所持者から学校で聞き取りを行ってよいのか ・何をどこまで聞き取ってよいのか ・画像等を削除するためには、どのような手順で手続を進めていけばよいのか ・その他、拡散させないために学校がすべきことの確認
		(4) 事実確認及び保護者への連絡	※事実確認等の流れについて、警察から指示があった場合は、その指示に従い行う <u>聞き取り時</u> ・<u>事実確認と指導を同時に行わない</u> ・〈環境〉他人には聞かれないように、静かな落ち着いた場所で聴く（できるだけ複数で対応） ・〈態度〉感情的な対応にならない ・〈対応〉被害：トラブルの内容がわかる画像等の確認（保護者同意のもと） 加害：トラブルの内容がわかる画像等を所持していると思われる生徒の特定（これ以上の拡散を防ぐため） <u>画像等を所持している生徒への確認</u> ・いつ誰から得た画像や情報かの確認 ・現在も自分が証拠となる画像や情報等を保持しているか ・他に送信等をしていないか ・保護者に協力要請し、画像等削除の確認を面前で行う <u>保護者への報告時</u> ・保護者対応（被害・加害）：被害・加害生徒等から聞き取った内容について、保護者に伝える（複数で対応） ・事実をきちんと伝え、警察等の外部機関に繋ぐかどうかの判断をしてもらう（被害届の提出等）
		(5) 報告	・事案の経過と今後の対応について教育委員会へ報告
3	未然防止及び早期発見について		<u>未然防止</u> ・スマホの使い方（情報モラル教育、スマホ・ケータイ安全教室等）

		・警察等と連携した SNS トラブル予防教育 ・コミュニケーションスキルトレーニング 等 <u>早期発見</u> ・児童生徒への定期的な教育相談や生活アンケートの実施 ・S O S の出し方教育の実施
4	被害生徒の心のケア 加害生徒等への対応	<u>被害生徒への対応時</u> ・支持的初期対応（S C、S S W等専門家との面談） ・本人・保護者の考えや要望の把握 ・学校生活での本人の安全、安心を確保するための継続したチーム対応や支援 <u>加害生徒への対応時</u> ・加害生徒が事故を起こした要因や背景を把握し、今後の対応について話をする ・学校生活をはじめとして生活における被害生徒との関わり方についての相談や支援、指導。 <u>学級や学年の生徒への対応時</u> 拡散等を防ぐための全体への注意喚起 （本事案には触れない）
5	各種相談窓口	【学校外】 ・法務省インターネット人権相談 ・違法・有害情報相談センター（総務省支援事業） ・子どもホットライン（029-221-8181） ・いばらき S N S 相談窓口 ・少年相談コーナー（029-231-0900） ・S T A N D B Y 【学校内】 ・校内オンライン相談窓口（健康観察アプリ「シャボテンログ」における「話したいボタン」の活用

SNSに起因した犯罪にかかわる事案へ対応について (闇バイトなどの犯罪)

	項 目		留意事項
1	闇バイトなどの事案が起きた時の方針		・ 事実確認や状況などを確認し、原則として即日対応 ・ 警察と連携し、チームで対応（警察との窓口を一本化する）
2	対応フロー	(1) 発見	・ 日常の変化や不自然な様子を確認した際の教員から相談聞き取り ・ 周囲（同級生など）からの情報 ・ 本人や保護者からの積極的な相談
		(2) トラブル対応チームの設置	・ 管理職、情報を得た職員、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、相談員等で組織
		(3) 情報収集	<u>所轄の警察へ相談する</u> ・ 児童生徒から闇バイトへの関わりについて話があった場合に学校が行うべきことについて相談し指示を仰ぐ
		(4) 事実確認及び保護者への連絡	<u>学校が聞き取りを行う場合</u> ・ <u>事実確認と指導を同時に行わない</u> ・ <環境> 静かな落ち着いた場所で聴く（複数で対応） ・ <態度> 感情的な対応にならない ・ <対応> 誘導や圧力にならないよう本人の発言を待つ ・ <聞き取り内容> 「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」「どうした」「なぜ」等について聞き取り記録する ・ 生徒：聞き取った内容を保護者に伝えることについて本人の了承を得る <u>保護者への報告時</u> ・ 保護者対応：生徒から聞き取った内容について、保護者に伝える（複数で対応） ・ 事実をきちんと伝え、警察に繋ぐよう助言する
		(5) 報告	・ 教育委員会への報告
		(6) 外部関係機関との連携	・ 児童相談所等の関係機関との連携
3	未然防止及び早期発見について		<u>未然防止</u> ・ スマホの使い方（情報モラル教育、スマホ・ケータイ安全教室等） ・ 警察と連携した防犯教室等の実施 ・ 道徳教育の充実 <u>早期発見</u> ・ 生徒への定期的な教育相談や生活アンケートの実施
4	事案後の対応について		<u>生徒への対応時</u> ・ 本人・保護者からの考えや要望に対して、ケース会議で検討した後、可能なことについてはすぐに取り組む ・ 今後の支援の方法について保護者と連携する ・ 当該生徒やその友人等への心理的ケアを県 SC 等と連携して実施する <u>学級や学年の生徒への対応時</u> ・ 犯罪に関わらないための全体への注意喚起 ・ 情報を不用意、不必要に SNS 等で拡散しないことや個人情報取り扱いに注意するように注意喚起する
5	各種相談窓口		・ 警察相談専用電話（＃9110） ・ いばらき被害者支援センター（029 - 232 - 2736） ・ 少年相談コーナー（029 - 231 - 0900） ・ STANDBY

学校での性暴力被害対応について

	項 目		留意事項
1	性被害が起きた時の方針		・性暴力は重大事態と捉え、原則として即日対応 ・抱え込まず、外部のサポートも得てチームで対応
2	対応フロー	(1) 発見	・不自然な様子を確認（生活アンケート、教育相談）した際の教員から相談聞き取り ・周囲（同級生など）からの情報 ・本人や保護者からの積極的な相談
		(2) 性暴力被害対応チームの設置	・管理職、情報を得た職員、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、相談員等で組織
		(3) 情報収集	<u>聞き取り時</u> ・〈環境〉他人には聞かれないように、静かな落ち着いた場所で聴く ・〈態度〉感情的な対応にならない ・〈対応〉無理に聞きすぎない 誘導や圧力にならないように 開示をほめすぎない 複数名で何度も聞かない
		(4) 事実確認及び保護者への連絡	<u>保護者への報告時</u> ・保護者対応（被害）：被害生徒から聞き取った内容について、保護者に伝える（複数で対応） ・事実をきちんと伝え、警察等の外部機関に繋ぐかどうかの判断をしてもらう（被害届の提出等） ・保護者対応（加害）：加害生徒から聞き取った内容について、保護者に伝える（複数で対応）
		(5) 報告	・教育委員会への報告
		(6) 外部関係機関との連携	・警察や児童相談所等の関係機関との連携
3	未然防止及び早期発見について		<u>早期発見</u> ・いじめアンケートなど訴えやすい環境づくり ・健康観察アプリ「シャボテンログ」の活用 ・SOSの出し方教育の実施 ・児童生徒への定期的な教育相談や生活アンケートの実施 <u>未然防止</u> ・生命（いのち）の安全教育、性教育 ※プライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけない等 ・スマホの使い方（情報モラル教育等） ・LGBTQについての教育等、ジェンダーに関する教育 ・コミュニケーションスキルトレーニング 等
4	被害生徒の心のケア 加害生徒等への対応		<u>被害生徒への対応時</u> ・支持的初期対応（SC、SSW等専門家との面談） ・トラウマ反応への心理的理解 ・本人・保護者からのニーズの把握 <今後のこと> ・確認などで何度も話を聞くことは避ける ・わからないことは言わない ・できない約束はしない ・次に相談できる機会を提供する ・一人で抱え込まない など <u>加害生徒への対応時</u> ・事実確認と指導を分ける ・再発防止に向けた指導 ・本人への対応

		被害生徒との分離 医療専門機関等、関係機関との連携 ・加害児童生徒保護者への対応 ※事態を過小評価し、偶発的な性行動と捉えがち
5	各種相談窓口	【学校外】 ・茨城県警察本部性犯罪被害相談「勇気の電話」（＃8103） ・性暴力被害者サポートネットワーク茨城（029-350-2001 又は ＃8891） ・子どもホットライン（029 - 221-8181） ・いばらきＳＮＳ相談窓口 ・少年相談コーナー（029-231-0900） ・STANDBY